

<事業概要>

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための 救急・周産期・小児医療体制確保事業

1 事業内容

発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援する。

2 対象施設

次の(1)～(6)に掲げる医療機関のうち、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診療した実績がある医療機関

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関又は帰国者・接触者外来のうち、「周産期医療の体制構築に係る指針」（平成 29 年 3 月 31 日医政地発 0331 第 3 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づき知事が指定及び認定した総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関又は帰国者・接触者外来のうち、「小児医療の体制構築に係る指針」（平成 29 年 3 月 31 日医政地発 0331 第 3 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づく小児地域医療センター、小児中核病院及び小児地域支援病院
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関又は帰国者・接触者外来のうち、救急病院等を定める省令（昭和 39 年 2 月 20 日厚生省令第 8 号）第 2 条第 1 項に基づき知事が告示した医療機関
- (4) 救急医療対策事業実施要綱（昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号厚生労働省医政局長通知）に基づく病院群輪番制病院
- (5) 精神科救急医療体制整備事業実施要綱（平成20年5月26日付け障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき知事が指定した病院群輪番型若しくは常時対応型の精神科救急医療施設又は身体合併症救急医療確保事業施設
- (6) その他知事が特に必要と認める医療機関

3 事業期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（※当該期間中に購入・発注・契約・納品・支払したものが対象。）

4 対象経費及び基準額

新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療を担う医療機関の院内感染を防止するために必要な次に掲げる経費

- (1) 入院医療機関の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用品（消耗品）及び備品購入費 133,000 円/病床
- (2) 個人防護具 3,600 円/人
- (3) 簡易陰圧装置 4,320,000 円/病床
- (4) 簡易ベッド 51,400 円/台
- (5) 簡易診療室及び付帯する備品 実費額
- (6) HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 905,000 円/施設
- (7) HEPA フィルター付パーティション 205,000 円/台
- (8) 救急医療を担う医療機関において新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 300,000 円/施設
- (9) 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1,500,000 円/台

ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は対象経費のうち、「(2) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」以外は対象外とする。

また、「(2) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。

5 補助率

10分の10